

北九州市立大学法政論集第47巻第3・4合併号(2020年3月)抜刷

## 論 説

# Massachusetts v. EPA後の 州の出訴権の消息

— 諸州 vs. 連邦政治 —

堀 澤 明 生

## 論 説

# Massachusetts v. EPA後の州の出訴権の消息 — 諸州 vs. 連邦政治 —

堀 澤 明 生\*

### 目次

- I はじめに
- II 州のスタンディングに関する*Massachusetts v. EPA*に至るまでの歴史
- III *Massachusetts v. EPA*とその後の裁判例
- IV *Massachusetts v. EPA*後の州のスタンディングをめぐる学説の攻防
- V おわりに

### I はじめに

筆者は、かつて19世紀後半から20世紀前半にかけての、アメリカ諸州が、自州内の裁判所において私人に対して州制定法をエンフォースする在り方の発生過程について示した<sup>(1)</sup>。しかし、このときに検討対象から外れ

---

\* 本学法学部専任講師

(1) 拙稿「アメリカ法における行政主体の『公訴権』の歴史的展開(1)(2)(3・完)」自治研究93巻(9), 94-112, (11), 82-95, 同94巻(3), 99-118, (2017-2018年)そこで問題にされるのは州が公共の利益のために私人を訴える事案であり、本稿が問題にする「準主権的利益」につながるものがある。しかしそこで扱われる州法のエンフォースメントはあくまで州裁判所なので、連邦裁判所の管轄権の要件としてのstandingとは直接の関係はない。筆者はこの「ある主権が執行しているのが自身の法か、主権の領域内の裁判所を用いてるのか否か」は連邦制における司法権の間

たのであるが、諸州が原告となって出訴する相手として、連邦政府という特異な存在がいる。

諸州が政治的に重要な問題に関して連邦政府を訴えることがここ10年で増えている。アメリカ法において、諸州が連邦政府の行為の適法性を争うために出訴する事件は、古くからもいくつかのものがなかったわけではない。例えば南部再建においていくつかの州がその正統性を争ったことがある<sup>(2)</sup>。1920年代には、*Massachusetts v. Mellon*において、諸州は連邦政府に対して*parens patriae*に基づいて、市民の利益を保護するために出訴をすることは連邦裁判所に否定されたし<sup>(3)</sup>、学説においても賛否があった<sup>(4)</sup>。しかし近年、諸州が連邦政府を相手に出訴することが増えたのである。

周知のごとく、通常、連邦裁判所を利用するには、連邦憲法第三編のcaseとcontroversyの最低限の要請としてのスタンディングの要件、すなわち、「現実の利益侵害」(injury in fact)が被告の行為と因果関係があり(traceability)、判決によって救済されうるものである(redressability)という三つの要件を満たす必要がある<sup>(5)</sup>。そして昨今の諸州による連邦政府を被告とする訴訟の増加は、*Massachusetts v. EPA*において、この判断にあたり、諸州に対して「特別の配慮」を与えることを認めた<sup>(6)</sup>ことが大きな

---

題にとって決定的に重要であると考えているが(Joseph Story, *Commentaries on the Conflicts of Laws*, (6th ed., 1865) § 600), 以下ではそれを相対化する興味深い議論も取り上げられる。

(2) *Georgia v. Stanton*, 73 U.S. 50 (1868). 州の通常裁判所が開廷しているのに通常事件を軍事法廷で処理することは州の存立を無に帰し違憲であると主張した。政治問題の法理により却下された)。現代の議論からすれば、「主権的利益」を主張した事案であることになる。

(3) *Massachusetts v. Mellon*, 262 U.S. 447 (1923).

(4) Ann Woolhandler & Michael G. Collins, *State Standing*, 81 Vir. L. Rev. 387 (1995), at 467-468. 州の連邦裁判所におけるスタンディングを取り扱う場合の(その敵対的な態度にもかかわらず)金字塔とされる論文である。

(5) *Allen v. Wright*, 468 U.S. 737 (1984), at 751.

(6) *Massachusetts v. EPA*, 549 U.S. 497 (2007), at 520.

原因である<sup>(7)</sup>。これと政治的分断の高まりとを背景に州政府は出訴している。そして、これにこたえ、連邦裁判所が全国的な影響力を有するインジャンクションについて審理する機会が増えている。

こうした状況から、アメリカ法では諸州の原告適格の判断枠組み、そして付随して諸州の出訴に対して国家規模インジャンクション(“national injunction” とか “universal injunction” とか呼ばれる)を発付していいのか、という問題にも関心が高まっている。

すでに日本でもアメリカの州政府の出訴資格について、いくつかの紹介があり、わけても*parens patriae*に基づく出訴が注目を集めてきたと思われる<sup>(8)</sup>。近時のアメリカにおける論考は、いかなる利益に基づくスタンディングかというのを同一平面上で見やすくするべく、「準主権的利益」(quasi-sovereign interest)のもとで把握することが一般的になっているようである(ただし、筆者は、歴史的な説明の際には、*parens patriae*の語を用いる)。他に州政府がスタンディングの基礎とする利益は、財産的利益(proprietary interest)と主権的利益(sovereign interest)である。こうした利益がそれぞれ「特別の配慮」に値するのか、それともむしろ州は通常の原告よりもハンデを負うのかが議論の中心となる(国家規模インジャンクションの問題の検討は、他日を期したい)。これらの議論においては機関訴訟論<sup>(9)</sup>に相当する考慮がアメリカ法にも見てとれるであろう。

---

(7) Tara Leigh Grove, *Some Puzzles of State Standing*, 94 *Notre Dam L. Rev.* 1883(2019), at 1884 fn.5.

(8) 例えば曾和俊文「地方公共団体の訴訟」『行政法執行システムの法理論』(有斐閣, 2011) 189頁以下[初出1991], 飯泉明子「アメリカのパレンス・パトリエ訴訟に関する一考察—環境法の視点から」企業と法創造 7巻2号(2010) 291頁等。飯泉論文とは準主権的利益において紹介する判決につき共通するものが多い。なお、州の出訴資格とは区別されるものとして、州より下のレベルの自治体の出訴権の問題があり、こちらも州の創造物としての自治体という観念を克服するという困難な問題を歴史的に取り組んできた。これについては、柴田直子「アメリカにおける地方政府の出訴資格：州裁判所判決を手がかりとして」神奈川法学36巻1号(2003) 121・227頁を参照。

(9) 西上治の定義では「非典型的機関争訟」に相当する。参照、西上治『機関争訟の

## II 州のスタンディングに関する *Massachusetts v. EPA* に至るまでの歴史

本稿ではあくまで、*Massachusetts v. EPA*とその後の議論をよりよく理解するためという観点から、同判決を理解するために必要最小限度のものしか判例史を取り扱わないことをお許しいただきたい。

### 1. 財産的利益

財産的利益については、早くから州の連邦裁判所における出訴権が認められている。*Pennsylvania v. Wheeling & Belmont Bridge Co.*<sup>(10)</sup>は河川通行に対する妨害に関する事案<sup>(11)</sup>であるが、州際河川が問題となったため連邦裁判所に持ち込まれることとなった。ペンシルヴァニア州が、オハイオ川に接続するようにして、公共事業としての旅客・貨物輸送業を行い、この事業はオハイオ川の航行に頼っていた。一方、被告会社は、オハイオ川を擁するところのヴァージニア州に授權されて、河に橋を架けた。そうすると、蒸気船はこの橋を通過するのが困難となったために、ペンシルヴァニア州の公共事業である旅客運送業に対して悪影響を与えることとなった。そこで、ペンシルヴァニア州が、この橋がニューサンスであると主張して、この被告会社に、橋の建設をやめるとともに除却を行うインジャンクションを、連邦最高裁の第一審管轄権に訴えた。

法廷意見は、連邦議会がこれまでも、州際規制権限に基づいて、オハイオ川の航行について、航行を許される船に対してライセンスを与え、船に義務を課すなどの規制権限を行使してきたことや、州間の協定の承認によって航行の自由を定めているから、これに対する妨害はニューサンスにな

---

「法律上の争訟」性』(有斐閣, 2017)29頁。

(10) 54 U.S. (13 How.) 518 (1851) (Hereinafter *Wheeling & Belmont*).

(11) 最も古典的な意味でのパブリック・ニューサンスに該当する状況である。

る、と述べる<sup>(12)</sup>。

そして、ペンシルヴァニア州は、オハイオ川の航行の自由が喪失したことにより、公共事業からの運賃が低下したという利益の喪失を有しているから、本件訴訟について、州民保護に基づいて出訴しているのではなくて、州自身の利益によって本件訴訟の直接の当事者と認められるとされた<sup>(13)</sup>。

---

(12) この事案では、結論として、上述の公共事業に関する損害を認めたことにより、法廷意見は問題なく処理した、とスタンディング論の観点からは紹介される（例えば *Woolhandler & Collins*, 前掲註4, at 433）。しかし、この判旨における争点は、当時においては、実体法にあったと思われる。というのも、ヴァージニア州は本件橋について被告会社に授權しており、他方で、連邦議会はこの川の航行について、いかなる行為がニューサンスに当たるかを定める法律を制定していなかった。この問題が存在していたことは *Taney* 反対意見と *McLean* 法廷意見との直接のやり取りが、いかにして、この事案において連邦裁判所が、パブリック・ニューサンスについての管轄権を有するために、オハイオ川に関する連邦法としての法源を見出すことができるか、についてのやりとりをしていることから分かる。つまり、この事案の本質は、パブリック・ニューサンスに基づくインジャンクションを州の求めに応じて連邦裁判所は管轄できるのか—連邦刑事コモン・ローはないにもかかわらず—というものだった。そして、反対意見は、連邦議会在が、確かに州際通商権限に基づいて、オハイオ川の規制をすることができる、ということを含意しているものの、実際には何らかの連邦制定法を明示に定めたわけではないし、オハイオ川の航行の自由を定めるケンタッキー州とヴァージニア州との間の協定は、連邦法の法源の地位を有しているわけではない、と述べている。これに対して法廷意見は、これまでの連邦議会の州際通商に関する権限行使から、州際コモン・ローを導出したうえで、この訴訟の管轄権の根拠となる *cause of action* の民事的性格を強調している。

(13) ここで、法廷意見は、ペンシルヴァニア州の利益の侵害があったことをもって、「プライベート・ニューサンスになる」と述べている (*Wheeling & Belmont*, at 564.) が、ここではあくまで公共事業の収入低下による歳入の減少なので、プライベート・ニューサンスを構成する土地利用権侵害ではない。本来はパブリック・ニューサンスにおいて、ペンシルヴァニア州が特別の損害を被っていると認定した (*Wheeling & Belmont*, at 567.) ことで足りていると思われる。筆者はこのパブリック・ニューサンスについての「共同体と区別された」損害に基づく私人の出訴権の法理は、スタンディング論が問題とする公的権利を私人が訴える状況における最も原始的な思考だと見ている。参照、*Ann Woolhandler & Caleb Nelson, Does History Defeat Standing Doctrine?* 102 Mich. L. Rev. 689(2004), at 701-702.

こうして、州は、財産上の利益の侵害に基づいて救済を連邦裁判所に求めることは早くから可能であった<sup>(14)</sup>。

## 2. 準主権的利益

### (a) *parens patriae* 訴権の発生

19世紀を通じて、州は、財産的利益と、主権的利益にも属するが、一応財産的利益としても正当化し得る、州境紛争<sup>(15)</sup>について連邦裁判所を用いていた<sup>(16)</sup>。しかし、*In re Debs*によって、連邦政府が連邦市民を保護するためのスタンディングを有すると(傍論によって)宣言された<sup>(17)</sup>ために、州も州民を保護するために出訴することが19世紀末から20世紀初頭にかけて始まっていく<sup>(18)</sup>。

---

(14) ただ、この時代の州が連邦裁判所の管轄権を利用できたことを、スタンディング論の見地から説明しようとするのは乱暴であるというのは恐らく尤もなことである。先の註12で述べたように、ここでの連邦最高裁はコモン・ロー上の訴訟形式に州が従っているどうかに関心であった、ということが同時代的な説明であろう。参照、Steven L. Winter, *The Metaphor of Standing and the Problem of Self-Governance*, 40 Stan. L. Rev. 1371(1988), at 1396. 本稿は、現代のスタンディング論がレトロスペクティブに歴史を利用することにしがって、スタンディング論の目からはこう説明される、という紹介をしている。

(15) *Rhode Island v. Massachusetts*, 37 U.S. 657(1838). 憲法起草者らは明らかにこのタイプの事案を想定して州対州の紛争の連邦裁判所の管轄権を想定していた。e.g. *FEDERALIST PAPERS*, No. 80. そこでは戦争よりも穏当な手段として訴訟が想定された。この理由付けは、20世紀初頭の州の準主権的利益を訴えた事案にもしばしば用いられる。

(16) 興味深い事案として、州政府がエンフォースメント訴訟を連邦裁判所を通じて行おうとして、連邦最高裁に拒絶されたものに、*Wisconsin v. Pelican Ins. Co.*, 127 U.S. 265 (1888) がある。ルイジアナ州の被告会社が、ウィスコンシン州法に定められた報告義務に違反したために、当該会社をウィスコンシン州がdebt(金銭債務訴訟)によって訴えた事案である。ここでは、当該ウィスコンシン州法による報告義務違反に課される民事違反金は本質的に罰則を定める法であり、私的な損害が請求原因となっていないとされた。こうした性質はたとえ州法が形式的にはこの徴収を金銭債務訴訟の形式で行うとしていたとしても、影響されないとした。

(17) *In re Debs*, 158 U.S. 564 (1895), at 583-585.

(18) この流れのうち、州が州内私人を被告としてインジャンクションを求めるように

ここでは*Massachusetts v. EPA*において直接引用されている*Georgia v. Tennessee Copper Co.*<sup>(19)</sup>を見ておく。ジョージア州がテネシー州に所在する被告会社が出す排気ガスによって害されていると主張して連邦最高裁に出訴した事案である。ここでは、原告と被告との関係を、「私人同士の関係のように争ってきたけれども、そうではない」、ということHolmes裁判官はまず最初に述べる。州の「準主権的な資格」（傍点筆者。以下同じ。）としての、州内の大気や土壌に関する利益が関係しており、「これは、州民の利益とは区別される」<sup>(20)</sup>。

この利益の侵害としては、以下のように認定している。「被告がジョージア州境付近の工場で大気に混じると亜硫酸になる大量の二酸化硫黄を創出

---

なったことは、前掲註1拙稿(三)104頁以下で紹介したが、これと並行して、州は州外の私人や他州を被告としてするパブリック・ニューサンスの事案について連邦裁判所を用いるようになった。*Louisiana v. Texas*, 176 U.S. 1 (1900) (但し傍論であり、かつ、パブリック・ニューサンスの事案ではない。被告不適格により却下); *Missouri v. Illinois*, 180 U.S. 208 (1901); *Kansas v. Colorado*, 185 U.S. 125 (1902); *New York v. New Jersey*, 256 U.S. 296 (1921) など。これらでは州と州との戦争権限が連邦樹立によって放棄された代わりに救済を与えるという州境紛争の際に用いられた理由付けが転用されている。また、*parens patriae*に関する訴訟の多くはインジャンクションによる救済を求めるものであるが、*Georgia v. Pennsylvania R.Co.*, 324 U.S. 439 (1945) はジョージア州の財産権を認めつつも、それは方便であり準主権的利益に基づいて出訴していることを肯定しつつ、損害賠償請求権の成立の余地を認めている。*parens patriae*訴訟の初期の在り方がパブリック・ニューサンス類似のものであったとすれば、州が訴える限りその救済はインジャンクションによるべきであり、損害賠償訴訟によるべきではないはずである。この判決は *parens patriae*=パブリック・ニューサンスという観念から離脱した事例の始まりであり、混乱の原因の一つとみられる。Thomas J. Merrill, *Is Public Nuisance a Tort?*, 4 *Journal of Tort Law* 1 (2011), at 11-12, fn.41. ただしパブリック・ニューサンスの訴訟において公的権利が私的権利の集積であることが指摘されることがある。これはエクイティ裁判所が管轄権を行使するにあたり、私的権利の保護でなければ行使できない、と考えられていたためである。例えば、*Attorney General v. Railroad Companies*, 35 Wis. 425 (1874).

(19) *Georgia v. Tennessee Copper Co.*, 206 U.S. 230 (1907).

(20) *Id.* at 237.

しているのは否定されない。また、こうしたガスはしばしば風に運ばれて遠くジョージアの広い地域にわたることはたやすく否定できない。証拠によって、大気汚染とその汚染の甚大さは既に熟している。詳細に論じようとする試みはこの訴訟にとって重要ではなく、証拠の優越によって、硫黄ガスは、健康にまではいかないにしても、原告州内のかかなりの規模の森林と農作物に損害を与える又は脅かして」<sup>(21)</sup>いる。こうして、ジョージア州は出訴を肯定されている。

この判示において、州の準主権的な利益というのは、州民から独立した利益として観念されていることを確認しておく。すなわち少なくとも文言上は、州が出訴したのは、州民の利益の代表者としてではなく、州固有の利益侵害を主張しているとして把握されている。現代の議論では、こうしてジョージア州の州民の利益侵害を認定するのではなく、ジョージア州自体の利益侵害しか問題にされていない、と言われる。しかし、ジョージア州民の事業利益侵害の可能性についても十分に言及があるように筆者には思われる。

#### (b) 連邦政府を相手に訴えることの制限

こうして諸州は*parens patriae*訴訟で訴えているが、こういった訴訟の必要性の一つは、私人が他州を訴えるのが修正十条によって困難であったことが挙げられよう<sup>(22)</sup>。しかし、州も訴えることが出来ない相手がいた。それが連邦政府とその職員である。州の*parens patriae*に基づく出訴権を大きく制限する論者によって引用されるのが、*Massachusetts v. Mellon*<sup>(23)</sup>である。*Massachusetts v. EPA*もこの判決とのディスティンクイッシュを必要とした。

---

(21) *Id.* at 238-239.

(22) 曾和俊文，前掲註8，206頁；Comment, *Federal Jurisdiction: State Parens Patriae Standing in Suits Against Federal Agencies*, 1 Minn. L. Rev. 691 (1977), at 693.

(23) *Massachusetts v. Mellon*, 262 U.S. 447 (1923).

財務長官Mellonに対するマサチューセッツ州の訴訟とFrothingham氏が同財務長官を訴えたものである（*Frothingham v. Mellon*は現代的なスタンディング概念の最初の例として考えられてきた<sup>(24)</sup>）。Maternity Actが制定され、連邦と州行政機関とが協力する。州行政機関は報告書を作成し、不適切な場合には助成金が撤回される。マサチューセッツ州は、この法律が、諸州に排他的に属する権限を奪うものであると同時に、マサチューセッツ州のような産業の進んだ州に不利に働き、州民の利益を害するというものである。マサチューセッツ州の主張は、修正十条に基づくもの（のちの「主権的利益」に関するもの）と、*parens patriae*に基づくものがあるが、ここでは後者のみ紹介し、主権的利益に属する部分は節をあらためる。

「州が、*parens patriae*訴訟によって、連邦の制定法の運用から連邦市民を守る司法上の訴訟を提起することを認めてはならない。州は、一定の状況の下では、その市民を保護するために出訴する権限を有しているが、連邦政府との関係において州の権利をエンフォースする権利義務を有していない。その領域では、*parens patriae*訴訟において、代表するのが適切な際に、市民を代表するのは連邦であって州ではない。すなわち、市民がその地位に基づく保護手段を求めなければならないのは連邦であって州ではない」<sup>(25)</sup>。

州が州民の利益を守るために連邦制定法の無効を求めて連邦法を訴えることをこの事件は明示的に禁止している。しかし必ずしもこの判決の理由付けは説得的ではないように思われる。人々が一般的に有する、連邦法の有効性を前提に、連邦法がきちんと運用される利益であれば連邦市民としての利益と言えよう。しかし、連邦法が存在することそれ自体によって一般的に人々が不利益を受け、それを無効化するための理由付けが州権侵害

---

(24) *Flast v. Cohen*, 392 U.S. 83 (1968), at 91; 実際には*Fairchild v. Hughes*, 258 U.S. 126 (1922) のほうが先である。以上について、Steven L. Winter, 前掲註14, at 1375-1376.

(25) *Massachusetts v. Mellon*, at 485-486.

なのであれば、それは州市民としての性格における利益であろう。のちに *Massachusetts v. EPA*において、本判決とのディスティンクイッシュが必要となったが、この方向で考えられている<sup>(26)</sup>。

(c) *parens patriae* 訴権のスタンディング論への接合—“準主権的利益”

大きく時代が降るが、今日の州のスタンディングの用語法を規定している判決である、*Alfred Snapp v. Puerto Rico*<sup>(27)</sup>を紹介しよう。そこではプエルトリコ(準州)の市民らが、他州農家によって、差別的に取り扱われていた。このときに、Wagner-Peyser法及び1952年の移民帰化法とその下位規則に違反しているとしてプエルトリコ州が訴えた。下位規則では、雇用者は雇用機会が「すべての資格ある連邦の労働者に、人種、肌の色、国籍、性別、宗教に関わらず開かれていなければならない、また労働力があると認められる傷害ある連邦の労働者に開かれていなければならない」と記載している。また、「それぞれの雇用者による、連邦労働者に対する雇用募集は少なくとも、短期外国人労働者に申し出ている、または申し出ようとしている、又は支払うつもりのある便益と同じだけを連邦労働者に申し出ねばならない」としている。同様に、雇用者は外国人労働者に適用されないような義務や制限を国内労働者に課してはならない<sup>(28)</sup>。

法定意見はプエルトリコのスタンディングを認めた。そこでは本稿の関心から極めて有益な、州の原告適格の基礎となる利益の分類を行っているので見てみよう。

「州が自分自身の本当の利益を有しないノミナルな当事者に過ぎないとすれば、その場合には州は*parens patriae* 訴訟のドクトリンの下でスタンディングを有しない。むしろ、州は*parens patriae* 訴訟の下でのスタンデ

---

(26) *Massachusetts v. EPA*, at 520 fn 17.

(27) *Alfred L. Snapp & Son, Inc. v. Puerto Rico ex rel. Barez*, 458 U.S. 592(1982) (hereinafter *Snapp*). 訳にあたり前掲註 (8) 飯泉を参照した。

(28) *Snapp*, at 596.

グを有するためには、“準主権的”利益と性格付けられてきたものに対する侵害を主張しなければならない、この概念はそれに対して単純かつ正確な定義を与えることのない司法的構築物である。その性質はおそらくそれが州が追求できるほかの利益と比較し、このカテゴリーに当てはまると歴史的にされてきた利益を概観することで最もよく理解できる。

ふたつの主権的利益が簡単に特定できる。第一に、州にレバントな管轄内における個人と法人に対する主権的権限の行使——これは法(民事であれ刑事であれ)を制定してエンフォースする権限を含む。第二に、他の主権からの承認の要求——もっともしばしばこれが含むのは国境の維持と承認である。」<sup>(29)</sup>

「しかしながらある州が提起するもののすべてが主権的性格に基づくのではない。二つの種類の非主権的利益が区別される。第一に、他のアソシエーションや私的団体のように、州たるものは様々の財産的利益を有するものである。(略) 第二に、州は、様々の理由のために、ある私的当事者の利益を追究しようとするかもしれない、しかも利益において実質的な当事者のためだけにそうした利益を追求するかもしれない。私的当事者の利益は明らかにそれ自体において主権的利益ではなく、単に州がその達成を助けるからといって主権的利益になるわけではない。そうした状況では、州は単なる名目的な当事者である。

準主権的利益はこれらの三つのどれとも異なる。準主権的利益は、主権的利益とも財産的利益とも州がノミナルな当事者として追行する私人の利益とも異なる。準主権的利益は州がその人民の厚生について有する利益群にある。こうして広汎に定式化されたものであるから、この概念は連邦憲法第三編のスタンディングの要請を耐えるにはあまりに漠然としている恐れがある。準主権的利益は州と被告との間に実際の係争を産むほどに十分に具体的なものでなければならない。この概念の曖昧さは個々の事例に依拠することによってのみ埋められる。」<sup>(30)</sup>

---

(29) *Id.* at 600-601.

(30) *Id.* at 601-602.

「州は特定の私的当事者の利益から離れた利益——準主権的利益を定式化しなければならない。その定式化は事案ごとの発展の問題だが、包括的な形式的定義も、それに値する利益の決定的なリストも抽象的に示すことができないが、一定の性格はあまりにも明らかである。これらの性格は二つの一般のカテゴリーに該当する。第一に、州はその住民一般の健康と厚生——経済的であれ物理的であれ——について準主権的利益を有する。第二に、州は連邦システムの内部でその当然の地位を差別的に否定されない利益を有する。

連邦最高裁はこれまで何ら、訴えられる行為によって不利に影響されねばならない州の人民の割合に関するきちんとした限界を描いてこなかった。特定可能な個人の住民の集団に対する侵害以上のものが主張されねばならないが、その人民の十分実質的なセグメントに対する侵害を州が主張しているかどうかを判断する際には、間接的な侵害の影響をもまた考慮せねばならない。主張されている市民への健康及び構成に対する侵害が州に父権訴訟としてのスタンディングを与えるものかどうかを判断する一つの有益な示唆は、その侵害が、州が、その主権に基づく法定権限を通じて、可能であるならば対処しようとしたものであるかどうかである。」<sup>(31)</sup>

こうして、プエルトリコは、実際にヴァージニア州の企業によって州民が差別的な取り扱いをされているということ、連邦法における州民の地位が奪われていることという、いずれの理由によっても準主権的利益が侵害されていると認定された。引用部分の最後にあるように、準主権的利益の第一類型において保護されうる州民の利益は、州のポリス・パワーによって保護し得る利益とだいたい一致すると言われるが、そもそもポリス・パワー自体も定義不能なものであり、説明にならない。

### 3. 主権的利益

既に州境訴訟については言及したが、主権的利益に関する紛争の典型事

---

(31) *Id.* at 607.

案は、連邦法が州の権限を害しているというものである。この分野の判例はやや混乱している。

まず、*Mellon*の修正十条違反に関する主張の部分を取り上げる。

「主張されているのは、今回の制定法は連邦憲法によって連邦議会に与えられてる権限を越えて、本来ならば州に排他的に帰属するローカルな権限の範囲のものを立法しようとする試みとなっているというのである。」<sup>(32)</sup>

「しかし、いかなる負担が不平等だとかその他のやり方で州に押し付けられているというのか。おそらくそんなものはない、あるとしてもそれは租税の負担であって、それは彼らの市民に降ってくるものであり、そうした市民というのは彼らが居住する州の課税権とともに連邦議会の課税権にも服するのである。制定法は州になにかをなすこともあきらめることもいずれも要求していないのである。仮に連邦議会が諦めるように誘引する言外の目的を持って制定法を作ったとしても、その目的はあきらめないという単純な手段によって効率的に阻害される。

今述べた分析において、原告州の訴状は連邦議会は議会制定法の単なる立法行為によっていくつかの州の留保された権限を連邦議会が篡奪しているという裏付けのない主張となった……。そして、もはや明らかのようにこの問題は、政治的なものであって司法的なものではない、それゆえに司法権の行使が許されるような種類の問題ではない」<sup>(33)</sup>

このように、修正十条に関する部分は、*Georgia v. Stanton*同様に政治問題の法理を用いており、却下している。

一方、最近の例として、*New York v. U.S.*<sup>(34)</sup>を紹介する。連邦法が州に対して低レベルの放射性物質の処理を促すための州法を制定するように、いくつかの実効性確保条項を有していた。そこでは、金銭的なインセンティブ及び期限内に制定しなかった場合の処理施設へのアクセスの制

---

(32) *Massachusetts v. Mellon*, at 479.

(33) *Massachusetts v. Mellon*, at 482-483.

(34) *New York v. United States*, 505 U.S. 144 (1992).

限、そして最も峻烈な制裁として、期限内に制定しなかった場合に放射性物質の所有権を取得し、所有者責任を負うように義務付けられていた。ここでは修正十条に基づく主張が、特に訴権が制定法上書かれていないにもかかわらず、直ちに本案の審理を行っている。

この事案は、州が自身の自律的立場を擁護するために出訴したと見うるが、それ以上に、むしろ州が連邦法の規制対象とされている、ということが重要に思われる<sup>(35)</sup>。

### 小括

当初は、州の連邦裁判所における「スタンディング」は、私人同様の地位に基づく訴えと、主権的利益のうちの一部としての州境紛争（財産的利益が問題となっているともいえる）に限られていた。しかし、19世紀末以降、州は準主権的利益に基づく訴えを手に入れたが連邦政府を訴えることは出来なかった。主権的利益に基づく訴えも、連邦政府に対する訴えは政治問題の法理に阻まれ、20世紀末でもその基礎は不確かなものであった。

こうした状況で、21世紀初頭に、Massachusetts v. EPAは州に対して「特別の配慮」が与えられることになり、諸州が連邦政府の行為を訴えることがたやすくなった。

## III Massachusetts v. EPAとその後の裁判例

### 1. Massachusetts v. EPA

事案は諸州と地方政府と環境団体が、EPAによる、Clean Air Act(CAA)の下での自動車からの温室効果ガス排出規制のための規則制定の申立てを否定する命令を、審査するように申立てた。

「上告人のうち一人でもスタンディングを有していれば、上告審が可能である。ここで我々は強調するのは、……マサチューセッツ州の特別の地位

---

(35) Ann Woolhandler & Michael Collins, *Reining in State Standing*, 94 Notre Dame L. Rev. 2015 (2019), at 2028-2029.

と利益である。ここで審査を申し立てているのが、*Lujan*事件においてそうであったような私人ではなく、主権を有する州であるというのは極めて意義がある<sup>(36)</sup>。

「(*Georgia v. Tennessee Copper Co.*における) ジョージア州の「その領域内における土俵と大気のすべて」についての独立した利益が一世紀前に連邦裁判所の管轄を支持したように、マサチューセッツ州のその主権を有する領域を保護する要求もまたそうである。……マサチューセッツ州は実際に影響されると主張されている領域のかなりの部分を保有しているということは、ただただこの訴訟における結論に関する利害関係が十分に具体的なものであって連邦管轄権限の行使を与えるものであるという結論を強める。

州が連邦に入るにあたって、州は一定の主権的特権を放棄した。マサチューセッツ州はロードアイランドに温室効果ガスの排出を減少するのを強制するべく侵攻することはできないし、中国やインドと排出条約を交渉することもできないし、一定の状況ではそのポリス・パワーを行使して州内の自動車による排出を減少させるのもまたおそらく先占されているだろう。

これらの主権的特権は今や連邦政府のうちにあり、連邦議会はEPAに大気汚染に適用可能な基準を規定することでマサチューセッツ州を保護するように命じた。連邦議会はさらに、EPAの規則制定に対する申立ての拒否が恣意的で専断的であるとして争うための付随的な手続的権利を認めた。この手続的な権利とマサチューセッツ州のその準主権的利益を保護するための利害関係からすれば、マサチューセッツ州は我々のスタンディングの分析において特別の配慮を受ける資格がある（傍線筆者）。

このことを念頭に置くと、マサチューセッツに関する上訴人の提出は対審プロセスへの最も厳しい要求の基準を満足しているのは明らかである。EPAの断固とした温室効果ガス排出規制の拒否は、マサチューセッツ州に

---

(36) *Massachusetts v. EPA*, at 518.

「実際的で」「差し迫った」侵害のリスクを与える。さらに、求められている司法的救済がEPAにそのリスクを減少するための手続きを踏むように促すであろうことは有意の見込みがある。」<sup>(37)</sup>

「気候の変化に係る侵害は深刻でよく認知されている。実際に、学術会議報告それ自体が——EPAはこれを「関係する科学の客観的で独立した評価」とみなしているが——既に有意の侵害を引き起こした環境変化を多く同定している。その中には「氷山の地球規模での減少、雪に覆われた地域の減少、春が早まり、川や湖での雪解け、過去数千年に比して20世紀の間で加速した水面上昇率」などがある。

……こうした気候変動のリスクは「広く共有されている」ということは本件訴訟の結果に対するマサチューセッツ州の利益を極小化するものではない。上訴人の認められた供述によれば、地球の海水面は地球温暖化の結果20世紀において10～20cm上昇している。この海面の上昇は既にマサチューセッツの臨海の島を飲み込もうとし始めている。マサチューセッツ州は「その沿岸の財産の実質的部分」を有しているから、同州は土地所有者としての地位において具体的な侵害を主張してきた。その損害の甚大さは来世紀になるとさらに高まるばかりであろう。海水面が予想されるとおりに上昇し続ける場合、あるマサチューセッツ州職員が述べるには、海岸財産の有意の部分浸水によって永遠に失われるか、周期的な嵐と洪水によって一時的に失われる。その修復コストだけで、上告人が主張するには、数億ドルにいたる。」<sup>(38)</sup>

この判決は、州に対して「特別の配慮」を認めたと明示し、それが州の主権的・準主権的な地位に由来するとしている。しかし現実の利益侵害の判断に当たっては、マサチューセッツ州の財産権の侵害を認定しているように見え、謎が多い。ともあれ実際にこの判決は少なくともスタンディングの分析にあたって州を私人より優遇すること自体は明らかであるため、そ

---

(37) *Massachusetts v. EPA*, at 519-521.

(38) *Id.* at 521-523.

の後、特にオバマ政権及びトランプ政権下において諸州による出訴が増大した。

## 2. *Massachusetts v. EPA*後の裁判例

*Texas v. United States*<sup>(39)</sup>は、オバマ政権における移民寛容政策の一環として、子が米国市民権又は適法滞在者になった場合の不法移民である親に対して、退去強制に執行裁量を抑制するように求めるプログラム(DACA)が問題となって26の州が訴えた事案である。同プログラムの受益者は、州において、運転免許と失業給付を受けることが出来る。テキサス州は、この運転免許一つ毎に130ドルあまりのコストを負うことになる。この金銭的損害が、スタンディング要件における現実の損害を基礎づけると地区裁判所は認めた。

連邦はこれに対して、「テキサス州は運転免許申請者に対して手数料を上乗せすることでコストを回避できる」と主張した。

しかし控訴審裁判所はテキサス州が「コストを負うか、転嫁するかの板挟みになっていること自体が侵害であり、州法を変えねばならないように強制されていること」が侵害なのである、とした。「州は法規範を制定しエンフォースする主権的利益」を有しているのである。この判決は最高裁では4対4となったため確定し、連邦側が実質敗訴した。

また*Washington v. Trump*<sup>(40)</sup>では、トランプ政権の大統領令により、ムスリムが多数派の国からの入国を制限されたことによって、州内の公立大学の学生、教員が十分な活動ができず、また入学者を募ることが出来なくなっていることが認定された。ここでは、第九巡回区裁判所は、第三者スタンディングに基づいて、こうした職員や学生の利益が州立大学の利益と分かちがたく結びついており、それゆえ、「財産的利益」が害され、スタンディングの要請を満たすとしている。

---

(39) *Texas v. United States*, 787 F.3d 733 (5th Cir. 2015).

(40) *Washington v. Trump*, 847 F.3d 1151 (9th Cir. 2017).

いずれの事件も、州のスタンディングを認めたこと自体は首肯し得るものの、*Massachusetts v. EPA*同様に、スタンディングの基礎が不明瞭になっているように思われる。こうした事態に対して州の出訴権をめぐる論文が爆発的に増加した。司法権の役割と連邦制という縦と横の権力分配が絡み合う領域であり、学説も百家争鳴である。以下ではこうした論者らの諸論攷を紹介する。

#### IV Massachusetts v. EPA後の州のスタンディングをめぐる学説の攻防

##### 1. 州の準主権的スタンディングの擁護—Andrew Hessick

*Massachusetts v. EPA*を素直に読めば、それは*Georgia v. Tennessee Copper Co.*や*Snapp*を引用し、かつ*Mellon*とディスティンクイッシュを試みていること<sup>(41)</sup>、財産権に基づくスタンディングならば「特別の配慮」は必要ないのではないかということなどから、準主権的スタンディングに基づいて出訴を認めたのだと読むことになるであろう。

こういった州に対する特別の配慮に対して、同判決のRoberts反対意見は冷や水を浴びせる。そもそも*Georgia v. Tennessee Copper Co.*はジョージア州市民の、被告会社に対する損害賠償請求権が認められていたということが述べられている。そして他方で州にはエクイティ上の救済が与えられると述べられていることから、ここで認められた*parens patriae*訴権の本質は第三者スタンディングであり、州民の利益侵害の現実の利益侵害が認定されねばならないという。結局、州を特別の出訴者とするまでもなく、州民自身が訴えてもスタンディングを認められる事案でしか州はスタンディングを認められるべきではない、ということとなる<sup>(42)</sup>。

Andrew Hessickはこうした反論にこたえて、州の準主権的利益に基づ

---

(41) *Massachusetts v. EPA*, at 518-520.

(42) *Massachusetts v. EPA*, at 536-538 (Roberts, J., Dissenting).

く出訴は、*parens patriae*の原義に引きずられて州民の利益代表者としての資格に基づいて出訴していると考えられがちだが、そうではなく固有の利益だと述べられたことを強調する<sup>(43)</sup>。すなわち、19世紀末まで、アメリカの裁判所は*parens patriae*について、もともとイギリス同様に、裁判所が未成年者等の後見人として行為する場合のことを意味していた<sup>(44)</sup>。しかし、これと20世紀初頭からの諸判決は別ものであるという。準主権的利益を主張して州が連邦最高裁に出訴した事案の最初のものである*Louisiana v. Texas*においては「*parens patriae*の態度で」といい、*parens patriae*そのものとは言っていない<sup>(45)</sup>。その後の*Missouri v. Illinois*では、州民の利益侵害を具体的に立証させることなく、州の出訴を認めている。第三者スタンディングとは当初から考えられていない。この誤解を正すためにも、Hessickは*parens patriae*であることに基づく判断枠組の利用(第三者スタンディングであることに基づくもの)をこの文脈で用いないようにすべきだとする<sup>(46)</sup>。

この観点からHessickは二つの主張を述べる。一つは、州のこの州民保護のために法をエンフォースする権限として、連邦制定法及び連邦憲法をエンフォースすることが出来るという。また、州固有の利益として州の州民保護の利益がとらえられているので、*Mellon*のように連邦市民との関係をとらえる必要はない、ということになる。

ここではHessickが特徴的なのは、州が州法を擁護して連邦法を無効化

---

(43) *F. Andrew Hessick, Quasi-Sovereign Standing*, 94 *Notre Dam L. Rev.* 1927 (2019), at 1935.

(44) *e.g. Fontain v. Ravenel*, 58 U.S. 369(1854), *Mormon Church v. U.S.*, 136 U.S. 1 (1890).

(45) *Louisiana v. Texas*, 20 S.Ct. 251(1900), at 257.

(46) Hessick, 前掲注43, at 1938. これと異なり、州の第三者代表性を強調する見解が、Katherine Mims Crocker, *An Organizational Account of State Standing*, 95 *Notre Dam L. Rev.* 2057(2019), at 2074である。Crockerは、州の出訴資格は基本的に公益団体の出訴権とパラレルな要件を通過すべきだと考えている。

しようとする事案(州の主権的利益の典型事案)ではなく、州が連邦法をエンフォースしようとする事案(*Massachusetts v. EPA*やおそらく*Texas v. United Staes*)を想定することである。Hessickは連邦制において連邦が連邦法を遵守するのを懈怠することを監視する者としての州の権限を強化しようとする目論んでいる。

管見ではしかし、まず20世紀初頭の諸判決は、*parens patriae*の法理も、スタンディングの法理も熟成していない時代<sup>(47)</sup>であり、当初において州民の利益侵害を認定する必要がなかったことはあまり傍証としての効力を有しないように思われる。*Missouri v. Illinois*<sup>(48)</sup>等のような事案で州民の利益侵害を立証していないというのは、そもそもこれらの事案で問題となっていたのは州際河川の汚染や河川の水流の変更<sup>(49)</sup>という伝統的なパブリック・ニューサンス訴権に当たる事案である。また、Hessickは州の固有の利益に基づいていると主張するが、やはり州民を保護するための利益ということは認めているのであって、第三者としての州民の利益の代表としかにして区別されるのかについて説得的な主張を述べていない。

## 2. 州の主権的スタンディングをめぐる攻防—GroveとMikos

Tara Leigh Groveは、州が州法を保護するためのスタンディングを広範に認めるべきという<sup>(50)</sup>。連邦制の主たる価値は、諸州において自律的に立法をすることであり、連邦に向かって自州法の継続的な執行を認めさせる訴訟を認めることは、この価値に資するという。連邦制の魅力の一つは諸州が自律的な法制定をすることであり、州が連邦に対してある意味敵対的にも出訴できることが、全体としてはよりよい制度になっていく、とみている。

---

(47) Winter, 前掲註14, at 1436-1440. *Pennsylvania v. West Virginia*, 262 U.S. 553 (1923), at 591において、州は代理人として扱われていることが指摘されている。

(48) *Missouri v. Illinois*, 180 U.S. 208 (1901).

(49) *Kansas v. Colorado*, 185 U.S. 125 (1902).

(50) Tara Leigh Grove, *When Can a State Sue the United States?*, 101 *Cornell L. Rev.* 851 (2016), at 855-856.

この「(州法) 保護的スタンディング」に対して、Mikosは「何も保護しないスタンディング」であると評価する<sup>(51)</sup>。発想は次のWoolhandler & Collinsに類似しているが、州が州内の裁判所で私人を相手にエンフォースメントを行うという典型的な州が原告となる訴訟とそれに付随する審査訴訟のシステムで、Groveの狙いは達成しようというものである。

つまり、州は自身が原告となって私人を相手にするならば、州法を単にエンフォースするだけで州法を保護できる。この場合に、州裁判所を用いる限りにおいて、連邦憲法の要請のスタンディングは問題にならない。州法のエンフォースの事案が連邦裁判所に持ち込まれるとすれば、被告私人が移送申立てをした場合であるが、この場合にスタンディングの証明を要求されるのは被告である。被告が連邦政府の職員である場合には連邦裁判所への移送があっさり認められ、最高法規条項による先占による無効の抗弁が主張されてしまう<sup>(52)</sup>が、このとき被告の主張する主張に対して、州は実際には州法が連邦法によっても無効とならないことを主張することになるので、保護することが出来るという。<sup>(53)</sup>

難しい問題であるが、筆者は現時点では、Groveの側に魅力を感じる。*Texas v. United States*のような、連邦の行為によって州法の執行が阻害されているような事案では、単に自身の政策を擁護して受益者州民に訴えられれば良いと批判者らはいうが、州を最高法規条項のもとの連邦法遵守義務との関係で苦境に立たせると思われる。こういった状況を前にして、私人に対する権利侵害的な行為—州自身は連邦法が無効と考えているのでそう思っていないであろうが—を行うことを州に事実上強制するのは、州にとっても私人にとってもコストが大きいと思われる。

---

(51) Robert A. Mikos, *Standing for Nothing*, 94 Notre Dam Law Rev. 2033(2019); Aziz Z. Huq, *State Standing's uncertain Stakes*, 95 Notre Dam L. Rev. 2127(2019), at 2148も同趣旨。

(52) 28 U.S.C. § 1442(a)(1).

(53) Mikos, 前掲注51, at 2036-2043.

### 3. 州のスタンディングを私的権利モデルに制限する—Woolhandler & Collins

そしてもっとも州のスタンディングに敵対的な論者が、Ann Woolhandler と Michael Collins, つまり *State Standing* のタグ再びである。彼らは州政府に法規範が出訴権を与えているかどうかという観点からスタンディングを考えるならば、結局のところ、連邦制定法が州を規制対象とした場合にに限られると結論付ける<sup>(54)</sup>。この議論は本稿が紹介した歴史に依拠している。すなわち19世紀の間、州は連邦政府に訴えるには、コモン・ロー的な出訴権(財産的利益と州境紛争)の場合にのみ出訴していた。この延長として認められ得る範囲に州の出訴権は限られるということである。

彼らによれば、現実の損害テストは、州に当てはめるべきではない。これは州が現実の損害テストをクリアできないからではなく、現実の損害テストを州はあまりにたやすくクリアしすぎてしまうからだという。かりに近時の所論攷のように、スタンディングを実体法上の請求原因が存するかに変えてみたところで、連邦憲法は州の権利を極めて広範に保護しているし、連峰制定法にしてみても諸州の保護を考えていなかったとは言いにくい、と述べる<sup>(55)</sup>。

こうして意味のあるスタンディングの議論をするためには、州を祝福された出訴者としてではなく、忌むべき出訴者として扱い、伝統的なコモン・ロー上の利益に制約するしかない、というのが彼らの主張である。

「州はたやすく請求原因を与えられる」というのは、州のスタンディングを制限するための方便めいた言辞に聞こえるが、実際に現在のアメリカ諸州の訴訟の濫発からすれば、その関心は尤もな部分もあるのだろう。しかし、Woolhandler & Collinsが関心を寄せているのが要するに諸州の出訴があまりにもたやすく認められている現象そのものだとすれば、それはむしろ次のDavisのいう、「金銭的損害の名のもとに他の利益が仮装されて

---

(54) Ann Woolhandler & Michael Collins, *Reining in State Standing*, 94 Notre Dame L. Rev. 2015(2019).

(55) *Id.* at 2024.

いる」ということのほうが原因ではないかと思われる。

#### 4. そもそも財産権スタンディングが混乱している—Davis

こうした主権的スタンディングと準主権的スタンディングをめぐる問題として見過ごされてきたのは、「金銭的損害」によってスタンディングがたやすく認められすぎているということである。Davisはこの混乱を正すべきだと主張する<sup>(56)</sup>。

以下の事案から、問題は主権的スタンディングや準主権的スタンディングではなく、これが財産的利益侵害の事案としてたやすく認められすぎていることが見て取れる。やや長いが、問題の把握に有益であるので紹介したい<sup>(57)</sup>。

- ① 養鶏場産業を抱える州が連邦行政庁を訴える。そこでの主張は、連邦行政庁が新しく卵に関係する規制を制定したために損害を与えたというのである。州によれば、金銭的の損失を有しており、それは典型的な連邦憲法第三編における利益侵害である。州は原告適格の目的を満たす財産権的利益を主張しているだろうか。
- ② 国境の壁を作るよう命じる大統領命令を大統領が出す。この国境沿いの地域を有する州が出訴する。その周囲に、この壁は州が有する土地にネガティブに作用するというのである。この州のスタンディングは、同様の土地を有する土地所有者がスタンディングを有するかによって左右されるだろうか。
- ③ ビジネスを営業する州が連邦官吏を訴える、曰く、連邦行政が競争相手に不当に利益を与えていると。競争的利益は私人企業が連邦政府を出訴するには連邦憲法第三編上十分な利益であるが、州政府にもスタンディングを与えるか。

---

(56) Seth Davis, *The Private Rights of Public Government*, 94 *Notre Dame L. Rev.* 2091 (2019).

(57) *Id.* at 2094.

- ④ 非合衆国民が大学に入学するために合衆国に入国することを禁止する連邦行政庁の行為を州が訴える。ここで州が主張するのはそういった人々がかかわる州立大学の財産権者としての主張である。連邦憲法第三編と第三者スタンディングの法理によれば、学校は学生の権利が学校の利益と結びついている場合には生徒の権利を主張するスタンディングを有することがある。州も同じテストを通過する必要があるだろうか、それとも州が財産権を主張しているときにも特別の配慮に値するだろうか。
- ⑤ 州が連邦の移民政策の執行を故意に害するような政策を採用したので連邦行政庁が州からすべての連邦からの助成金を引き上げると脅している。州が行政の行為前に出訴した。連邦政府はエンフォースメント前の審査は私的権利を保護する場合にのみ可能であり、州は何らの財産権を主張しておらず、事前審査は出来ないという。正しいか。

こうした事例から明らかなように、州の「財産的利益」に基づく出訴が広く肯定されているが、実はその「財産的利益」の定義が問われる。

行政の財産的利益に基づく出訴が、金銭的損害を生んだことと同視されることがある。しかし、Davisはこうした金銭的損害をそのまま州の出訴権として認めることは、新しい公的スタンディング<sup>(58)</sup>であるという。州は私人と同様の立場でももちろん金銭的損害を被ることがあるが、州は主権的な利益を侵害された時にも金銭的損害を被ることがあるのである。*Texas v. United States*はそういった事案であり、金銭的損害であれば私人同様の地位であるとして出訴が認められるという想定が誤りであるという。州に対して規制コストや一般会計に対する損害を与えれば財産的利益に当たるというのであれば、ほとんど州は無制約の出訴権を手に入れることとなる。私人が金銭的に侵害されれば、それは出訴権を肯定できるが、州はむしろ金銭的な侵害については「特別の冷遇」を受けるべきであると

---

(58) Seth Davis, *The New Public Standing*, 71 *Stan. L. Rev.* 1229 (2019), at 1235–36.

いう。

結局のところ、Davisは財産的利益の望ましい定義を与えることはしない。むしろ、彼は州が本案においていかなる主張をしているかを問う。その本案で問題となっている法規範が私人と州とを同一の地位に扱うならば私的権利モデルとして扱い、そうではないときに州が公的権利を主張しているのを正しく把握すべきと主張する。

彼は周到に、州のスタンディングの処理手順を述べる<sup>(59)</sup>。

処理手順

A 州は私人当事者に当てはまるルールのもとでArticle IIIの権利を有しているか

ここでは州の公的権利の事案も、普通にLujanの3要件を取り扱う。私人と違って州が公的権利を主張することは普通であるという限りで特別の配慮をしている。

B Aにおいて認められる場合：特別の冷遇が必要かが問われる。ここでは、州が第三者の私的権利を主張している場合、自身の区別された損害を主張すべきことになる（つまりparens patriae訴権である）。

C Aにおいて認められなかった場合：特別の考慮が必要となる。そもそも州がinjury in factにおいて公的権利の侵害を主張してよい、というのも特別の配慮であるが、むしろ重要なのは因果関係と救済可能性の分析における特別の配慮である。Texas v. U.S.で、テキサス州は運転免許政策を変えることで損害を回避することもできたが、第五巡回区はこの連邦の主張を認めなかった。Davisによれば、これは正しい。州は法コードを創造しエンフォースする利益を有している。これを尊重し、州の損害軽減行為を不要としたのは、特別の配慮に基づいている。

Davisの議論は、判例実証的というよりも、自分の理論で整理するという野心に基づいている。しかし少なくとも、金銭的損害というものをもっと慎重に考えるべきという指摘は説得的に思われる。

---

(59) Davis, 前掲註56, at 2120-2123.

## V おわりに

アメリカ法でも、機関訴訟に相当する訴訟に対して警戒心がないわけではないことが見て取れると思われる。こういった訴訟が頻発することに対して、政治的分断を加速するとして警戒心を露わにしている一方で、州の自律性を擁護する者もいる。こうした状況は「連邦制」や「権力分立」などでいかなる像を見出すかにより、いずれの結論をも支持し得ることによって生じてしまっている<sup>(60)</sup>。

しかし一方で、連邦制というものがそれぞれの州の自律性を確保することで全体として法発展を目指していくという問題意識は、連邦制ではないわが国に対しても実験的条例の支持として持ち込むことが可能なように思われる。

Davisの定式はかなり議論を整理するのに使いやすいが、この定式を日本法に持ち込む際には日本の不法行為法の強力さに注意が必要に思われる。

いずれにせよ、州に対して私人のスタンディングの要件をそのまま用いるのは正しいのか、injury in factの分析に当たってmeritsをどこまで持ち込んでよいのかなど、積み残している課題は多い。

※本研究はJSPS科研費19K13496の助成による。

(追記) 校正中に梅川葉菜「大統領権限の行使と州司法長官たちの対抗：トランプ政権の移民政策を中心に」駒澤法学19巻2号（2019）43頁に接した。

---

(60) Huq, 前掲註51, at 2152-2155.

**Reprinted from**

**KITAKYUSHU SHIRITSU DAIGAKU HOU-SEI RONSHU**

**Journal of Law and Political Science. Vol. XLVI No. 3 / 4**

**March 2020**

**After Massachusetts v. EPA:  
States' Lawsuits Against Federal Government**

**HORISAWA Akio**